表三十九を表四十とし、表三十八を表三十九とし、表三十七を表三十八とする。

表三十六穴吹医療大学校医療専門課程保健看護学科の項中「平成二十四年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

穴吹医療大学校医療専門課程看護学科	平成二十八年四月一日

表三十六を表三十七とする。

表三十五の次に次の一表を加える。

表三十六　徳島県に所在する専修学校の専門課程

名称	
ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校文化教養専門課程ペットマイスター学科	文部科学大臣が定める日 平成二十九年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
［略］	［同上］
一～二十　［略］	一～二十　［同上］
二十一　遺伝性自己炎症疾患	［号を加える。］
二十二～五十三　［略］	二十一～五十二　［一号ずつ繰り下げる。］
五十四　カナバン病	［号を加える。］
五十五～五十七　［略］	五十三～五十五　［二号ずつ繰り下げる。］
五十八　カルニチン回路異常症	［号を加える。］
五十九～百　［略］	五十六～九十七　［三号ずつ繰り下げる。］
百一　原発性胆汁性胆管炎	九十八　原発性胆汁性肝硬変
百二～百三十五　［略］	九十九～百三十二　［三号ずつ繰り下げる。］
百三十六　三頭酵素欠損症	［号を加える。］
百三十七～百四十一　［略］	百三十三～百三十七　［四号ずつ繰り下げる。］
百四十二　自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	百三十八　自己免疫性出血病Ⅷ
百四十三　［略］	百三十九　［四号繰り下げる。］
百四十四　四肢形成不全	［号を加える。］
［略］	百四十　［五号繰り下げる。］
百四十五　シトリン欠損症	［号を加える。］
百四十六　［略］	百四十一～百五十六　［六号ずつ繰り下げる。］
百六十三　進行性白質脳症	［号を加える。］
百六十四　進行性ミオクローヌスてんかん	［号を加える。］
百六十五～百七十九　［略］	百五十七～百七十一　［八号ずつ繰り下げる。］
百八十　セピアプテリン還元酵素（ＳＲ）欠損症	［号を加える。］
百八十一　前眼部形成異常	［号を加える。］
百八十二・百八十三　［略］	百七十二・百七十三　［十号ずつ繰り下げる。］
百八十四　先天異常症候群	［号を加える。］
百八十五・百八十六　［略］	百七十四・百七十五　［十一号ずつ繰り下げる。］
百八十七　先天性気管狭窄症	［号を加える。］
百八十八・百八十九　［略］	百七十六・百七十七　［十二号ずつ繰り下げる。］
百九十　先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（ＧＰＩ）欠損症	［号を加える。］
百九十一　先天性三尖弁狭窄症	百七十八・百七十九　［十四号ずつ繰り下げる。］
百九十二・百九十三　［略］	［号を加える。］
百九十四　先天性僧帽弁狭窄症	百八十　［十五号繰り下げる。］
百九十五　［略］	［号を加える。］
百九十六　先天性肺静脈狭窄症	百八十一～百九十五　［十六号ずつ繰り下げる。］
百九十七～二百十一　［略］	［号を加える。］
二百十二　大理石骨病	百九十六～二百一　［十七号ずつ繰り下げる。］
二百十三～二百十八　［略］	［号を加える。］
二百十九　多発性軟骨性外骨腫症	二百二～二百二十二　［十八号ずつ繰り下げる。］
二百二十～二百四十　［略］	［号を加える。］
二百四十一　特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	二百二十三～二百三十六　［十九号ずつ繰り下げる。］
二百四十二～二百五十五　［略］	［号を加える。］
二百五十六　ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／ＬＭＸ１Ｂ関連腎症	